

投票日 1月27日(日)

投票時間は午前7時から午後8時まで

●町長選挙立候補予定者の事前説明会

- ▶とき 平成25年1月7日(月)午後1時30分から ▶ところ 総合福祉センター
▶持ってくるもの 印かん

●投票できる人

平成5年1月28日までに生まれた人で、平成24年10月21日までに鞍手町に転入の届け出をし、引き続いて住民基本台帳に登録されている人。
(1月21日に選挙人名簿に登録されます)

●投票場所

選挙管理委員会から郵送する入場券に記載

●持ってくるもの

選挙管理委員会から郵送する入場券

- ▶なくした人や選挙当日に忘れた人は…運転免許証や保険証など本人確認ができるものがあれば投票できます。投票所で係員に申し出てください。

●投票方法

投票用紙には、候補者の名前が印刷してありますので、投票したい候補者の上の○をつける欄に備え付けのゴム印で○印を押してください。

※期日前や不在者投票、点字投票では、候補者の名前を書いてください。

- ▶代理投票・点字投票…身体の障害で、字を書くことができない人は「代理投票」が、視覚障害の人は「点字投票」ができます。希望する人は、投票所で係に申し出てください。

選挙当日に投票所で投票ができない人は…

仕事や旅行などで投票日に投票ができない人は期日前投票ができます。
また、病院や施設に入院・入所している人、身体に重い障がいがある人、長期の出張や旅行で不在の人で投票日に投票ができない人は、不在者投票ができます。

●期日前投票

- とき 1月23日(水)から1月26日(土)まで
時間は午前8時30分から午後8時まで
- ところ 鞍手町選挙管理委員会事務室(役場玄関に向かって右側奥)
- 必要なもの 入場券または本人確認ができるもの(運転免許証や保険証など)

●不在者投票

- 指定された病院や施設に入院・入所している人 県の選挙管理委員会が指定している病院や施設に入院・入所している人は、その病院などで投票ができます。事前に病院や施設の職員にお尋ねください。
- 身体に重い障がいがある人 身体障害者手帳や戦傷病者手帳の交付を受けている人(障がいの等級によって該当しない場合がありますので、選挙管理委員会にお尋ねください。)、介護保険被保険者証の要介護5に該当する人は、自宅で「郵便等による不在者投票」ができます。事前に「郵便等投票証明書」の交付を受け、投票日の4日前までに投票用紙を請求してください。なお、投票用紙に自分で記載ができない人は、事前に手続きをすれば代理記載人に記載してもらうことができます。ただし、「郵便等による不在者投票」は事前に「郵便等投票証明証」の交付を受けておかねばなりません。「郵便等投票証明証」には有効期限がありますので、すでに交付を受けている人はご確認ください。
- 長期の出張や旅行の人 長期間の出張や旅行により、他の市区町村に滞在している人は、事前に投票用紙を請求しておけば、滞っている市区町村の選挙管理委員会で不在者投票をすることができます。なお、投票時間は、滞り市区町村の選挙管理委員会の勤務時間中に限られます。

投票をお忘れなく!!
鞍手町長選挙

お問い合わせ

選挙に関する疑問や質問は、鞍手町選挙管理委員会
☎42局2111番まで

●予期せぬ自然災害には、救助隊よりもご近所さん

いつ起こるか分からない地震などの自然災害。予測のできない災害が起こったときに、一番頼りになるのはご近所さんです。平成7年の阪神・淡路大震災では、「隣人や友人に助けられた」という人が「救助隊に助けられた」という人よりもはるかに多かったそうです。遠くの親類より近くの他人。救助隊よりもご近所さんなのです。

●ご近所づきあいを見直そう

このような自然災害には、日ごろから地域でのコミュニティ活動が活発な地域ほど「互助」が有効に働き、人的な被害を最小限に食い止めることができます。地域コミュニティは、災害のときだけでなく、いろいろな場面で役に立ちます。近年、人と人とのつながりがだんだん薄れてきたと言われますが、もう一度「ご近所づきあい」を見直してみましょう。

●地域コミュニティの核になるのは昔も今も区・隣組

このような地域コミュニティの核になるのは、各地域で昔から組織されている区や隣組です。区・隣組では、地域のためにさまざまな活動をしています。安全で安心な住みよいまちづくりのために区・隣組に加入しましょう。

●区・隣組に加入するには…

町では、区や隣組への加入を希望する人に区長さんを紹介しています。引っ越しなどで区長さんが分からないときなど、役場までご連絡ください。

＊ ＊ 区・隣組の活動あれこれ ＊ ＊

●防犯灯の維持管理

犯罪のない明るく安全なまちづくりのため、町が設置している防犯灯とは別に、区や隣組が費用などを負担し、防犯灯の設置や維持管理を行っています。

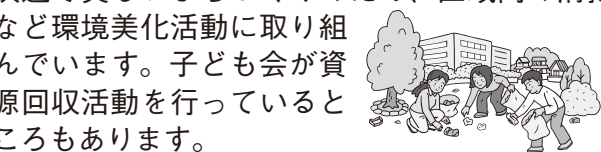


●防犯活動

非行や犯罪を未然に防ぐため、防犯協会と共に防犯活動を行っています。また、児童たちの通学時間帯などに交通安全活動を行うこともあります。

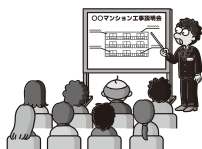
●環境美化運動

快適で美しいまちづくりのため、区域内の清掃など環境美化活動に取り組んでいます。子ども会が資源回収活動を行っているところもあります。



●地域課題の整理・対処

地域にある共通の問題への取り組みや解決のための方策などを地域のみんなで話し合っています。



●親睦活動

盆踊りや敬老会、子ども会など地域の交流と親睦を深めています。また、町などが主催するスポーツ大会などにも参加し、地域同士の交流を深めています。



●情報の提供

回覧板や掲示板などで区・隣組の連絡を行ったり、県や町の広報紙、警察などその他の機関からのお知らせを配布したりするなど、生活に役立つ情報をお届けしています。



●支え合いの活動

子どもからお年寄りまで、地域のみんながお互いに見守り、支え合い、地域福祉や青少年の健全育成などの活動に取り組んでいます。



鞍手町内には41の区があり、各地で地域の特色を生かしたユニークなイベント・活動が行われています。また、地域の伝統を後世に伝えていくため、区・隣組に加入されているみなさんが先頭に立って取り組んでいます。



人と人とのつながり 地域のつながりを大切に